

石巻市監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定に基づき、監査の結果に関する報告を次のとおり公表します。

なお、矢川昌宏監査委員は、同法第199条の2の規定に基づき除斥しました。

平成26年12月3日

石巻市監査委員 柴 山 耕 一

石巻市監査委員 伊 藤 啓 二

- 1 監査対象団体 公益財団法人石巻市芸術文化振興財団
- 2 監査対象範囲 平成25年度の出納その他の事務の執行
- 3 監 査 期 間 平成26年10月10日から同年12月3日まで
- 4 監 査 場 所 石巻市監査委員事務局及び現場
- 5 監 査 結 果 平成25年度の出納その他の事務の執行について、提出された帳簿及び証拠書類に基づき事務処理状況を試査したところ、特に指摘事項は認められませんでした。